

政策創造員による調査・研究活動の中間報告について

平成 29 年 10 月 19 日
戦略企画部企画課

1. 調査・研究の目的

中長期的かつ部局での取組が困難な課題（破天荒なテーマ）に、既存の枠にとらわれず幅広い視点から調査・研究に取り組むことを通じて、メンバーの政策創造能力の向上をめざす。

2. 中間報告の位置づけ

研究テーマに関する課題、研究目標、現在までの到達点、最終報告に向けた課題等について、豊富な知識と経験を有する幹部職員に中間報告を行い、ご意見、ご指摘をいただく。

3. 調査・研究テーマ

テーマ	調査・研究の概要
<p>【WG 1】</p> <p>親子がともに健やかに過ごせる虐待のない社会を目指して</p>	<p>児童虐待は、全国的な傾向として虐待相談件数が増加するとともに、0歳0日での死亡事例の発生など大きな社会問題となっている。また、近年の研究により、児童虐待を受け続けた子どもは、心身の成長や人格の形成に重大な影響を受けていることが明らかとなっている。</p> <p>主な虐待者としては実母によるものが最も多いという結果が出ている。これは子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとする様々なストレスを受けることで、母親による虐待を誘発していることが原因であると言われている。このため、市町を中心に職員による家庭への訪問などを通じて、支援が必要な家庭を把握するための取組が実施されているが、こうした取組においては職員の能力や主観的な判断に頼らざるを得ないことから、本当に支援が必要な家庭を見逃す危険性がある。</p> <p>そこで、虐待の発生とストレスとの関係性に着目し、保護者に対し、ストレス測定機器を活用したストレスチェックを新たな虐待防止対策として導入することで、保護者のストレスレベルを客観的に把握し、要支援家庭への支援を早期に開始できるよう、必要な仕組みの構築などについて検討を行う。</p>
<p>【WG 2】</p> <p>検挙率^{だっしゅ}奪首プロジェクト</p>	<p>三重県内における刑法犯認知件数は年々減少傾向となる一方、その検挙率は30%程度にとどまっており、ほぼ横ばいで推移している。国民が犯罪に対して有する不安感等に関する調査結果では、軽微な犯罪については、約40%が警察へ届け出なかったとの記述もあり、警察が認知している以上に多くの犯罪行為が行われていることが推察される※。</p> <p>こうした中、犯罪の発生自体を抑止し、安心して暮らせる三重県の創造に向けて、全国で検挙率トップ県となるため、捜査方法などを抜本的に見直して効率化を図り、現状30%程度で推移している検挙率を飛躍的に向上させる方策について研究する。</p> <p>※公益財団法人日工組社会安全財団「犯罪に対する不安感等に関する調査研究—第5回調査報告書—」より</p>

テーマ	調査・研究の概要
<p data-bbox="276 524 405 562">【WG3】</p> <p data-bbox="260 613 440 775">三重県がエシカルファッションで世界を救う</p>	<p data-bbox="469 248 1469 367">衣類の生産から廃棄までの一連の流れの中でもたらされる人や社会・環境への影響は多岐に渡るが、現在の日本においては、衣類は大量に生産、供給され、大部分がリサイクルされることなく廃棄されている。</p> <p data-bbox="469 376 1469 495">一方で、人や社会・環境に配慮して製造された商品・サービスを積極的に選択する「エシカル消費※1」への関心は高まっているものの、多くの人が実際の行動に結びつけるには至っていない。</p> <p data-bbox="469 504 1469 757">本研究では、「エシカルファッション※2」をツールとして、三重県民の潜在的なエシカル消費への意識を実際の行動に移すことを促し、人や社会・環境に配慮した消費者を育成する取組モデルを三重県で構築する。これにより、県民一人ひとりがアクティブシチズンとなり世界の中で果たすべき役割を実感することのできる、エシカルファッション先進県をつくることをめざす。</p> <p data-bbox="469 766 1469 927">さらに、世界中の人々が思いやりをもってエシカル消費を行う意識を育み、誰もが当事者として行動し、地球上の人権や労働、環境問題を改善してみんなが幸せになっていく効果を狙い、三重県がロールモデルとなってこの取組を広く発信していく方策を提案する。</p> <p data-bbox="469 958 1469 1016">※1)「エシカル消費」とは、「人や社会・環境に配慮して製造された商品・サービスを積極的に選択するとともに、その商品・サービスの背景を意識しながら大切に消費すること」と定義。</p> <p data-bbox="469 1048 1469 1106">※2)「エシカルファッション」とは、「正しい労働条件と公正な賃金の下で生産され、環境にも配慮してオーガニック素材やリサイクル素材等を使用した衣類」と定義。</p>
<p data-bbox="276 1218 405 1256">【WG4】</p> <p data-bbox="260 1308 440 1554">高度人材確保に向けた外国人児童生徒の教育環境整備のすすめ</p>	<p data-bbox="469 1122 1469 1283">わが国では労働力人口の減少に対処するため外国人労働者の受入が進んでいる。中でも専門知識や技術をもつ高度人材※については需要が高く、世界的な争奪戦となっているが、日本は生活環境や労働環境の面などから就職先としての評価は低い。</p> <p data-bbox="469 1292 1469 1456">この状況を改善するため、既に入国管理局や企業など様々な主体によって取組が始まっているが、改善すべき問題の一つである「外国人児童生徒の教育環境整備」については都道府県を中心とする自治体の積極的な取組が必要である。</p> <p data-bbox="469 1464 1469 1583">そのため、三重県として取り組むべき教育環境整備の方法、具体的には「インターナショナルスクールの設置」と「公立学校における外国人児童生徒の受入体制の整備」の2点について検討する。</p> <p data-bbox="469 1615 1469 1644">※本研究における「高度人材」とは、「専門的・技術分野の在留資格」に基づき就労する外国人とする。</p>

4. 報告のポイント

- ・ 目的と研究の流れ（どういう考え方でどのように進めてきたのか）
- ・ 現在までの到達点（これまで何が明らかになったのか）
- ・ 最終報告に向けた課題（今後の作業に向けた課題は何か）

5. 今後の予定

引き続き、調査・研究活動に取り組み、2月13日（火）に最終報告を行う。

政策創造員ワーキンググループメンバー表

【ワーキンググループ1】

親子がともに健やかに過ごせる虐待のない社会を目指して

戦略企画部政策提言・広域連携課	主事	高土 朋子
総務部総務事務課	主査	山本 貴子
健康福祉部少子化対策課	主任	村島 弘恭
地域連携部市町行財政課	主任	藤澤 大輔
農林水産部水産資源・経営課	主査	中西 健五 ●
県土整備部道路管理課	主任	糸川 侑輝

【ワーキンググループ2】

検挙率^{だっしゅ}奪首プロジェクト

戦略企画部広聴広報課	主査	西川 貴子
健康福祉部健康福祉総務課	主事	田宮 加奈子
農林水産部担い手支援課	主査	真弓 大伸
県土整備総務課	主任	近藤 正志
企業庁企業総務課	主査	岡田 紳 ●
教育委員会事務局教育総務課	主事	八木 優典

【ワーキンググループ3】

三重県がエシカルファッションで世界を救う

戦略企画部企画課	主任	藤崎 隆弘
環境生活部環境生活総務課	主査	北村 淳一 ●
地域連携部地域支援課	主査	大西 功夏
農林水産部獣害対策課	主査	吉崎 有花
県土整備部住宅政策課	主事	谷口 純一
病院事業庁県立病院課	主事	畑 初音

【ワーキンググループ4】

高度人材確保に向けた外国人児童生徒の教育環境整備のすすめ

防災対策部防災対策総務課	主査	大澤 龍
戦略企画部統計課	主任	西村 真依
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会準備課	主任	木下 智仁
雇用経済部観光政策課	主任	山中 伸介
県土整備部建築開発課	技師	小柳津 菜都美
出納局会計支援課	主幹	大西 正浩 ●

●発表者

平成 29 年度 政策創造員会議 中間報告資料 (WG 1)

1 テーマ

親子がともに健やかに過ごせる虐待のない社会をめざして

2 研究概要

児童虐待は、全国的な傾向として虐待相談件数が増加するとともに、0歳0日での死亡事例の発生など大きな社会問題となっている。また、近年の研究により、児童虐待を受け続けた子どもは、心身の成長や人格の形成に重大な影響を受けていることが明らかとなっている。

主な虐待者としては実母によるものが最も多いという結果が出ている。これは子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとする様々なストレスを受けることで、母親による虐待を誘発していることが原因であると言われている。このため、市町を中心に職員による家庭への訪問などを通じて、支援が必要な家庭を把握するための取組が実施されているが、こうした取組においては職員の能力や主観的な判断に頼らざるを得ないことから、本当に支援が必要な家庭を見逃す危険性がある。

そこで、虐待の発生とストレスとの関係性に着目し、保護者に対し、ストレス測定機器を活用したストレスチェックを新たな虐待防止対策として導入することで、保護者のストレスレベルを客観的に把握し、要支援家庭への支援を早期に開始できるよう、必要な仕組みの構築などについて検討を行う。

3 研究課題

(1) 発見した問題点

- ① 三重県の状況としては、平成 28 年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最多の 1,310 件となっていること、実母による虐待が過半数を占めていること、被虐待児童の約半数が乳幼児となっていること等が明らかとなっている。

「子どもを虐待から守る条例第二八条に基づく年次報告書」(三重県)

- ② 児童虐待 ⇒ 脳に影響あり (友田)

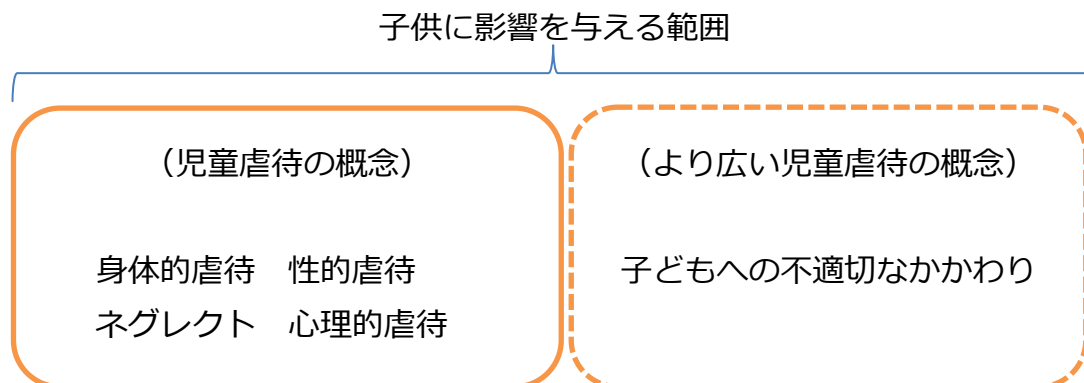


図-1 児童虐待のイメージ

③ 児童虐待は、保護者が次に掲げるリスク要因を抱えている場合に、発生しやすいことがこれまでの研究により明らかとなっている。

- ・保護者が生活の中で大きなストレス（夫婦家族関係、生活の経済的困窮、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産など）を抱え、精神的に極めて余裕がない状態になっている。
- ・悩みや困ったときの支援者がなく、孤立・孤独感がある。
- ・望まない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた。
- ・未熟児、多胎、アレルギー体質などにより保護者が育てにくさを感じている。
- ・親が育った子ども期の養育環境の中に、愛されたという実感がないため、我が子への愛着形成がうまくいかない。

「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省）

④ 県内の市町では、新生児訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診断等などの取組を通じて、保護者の状態の把握に努めており、それぞれが把握した情報を「要保護児童対策地域協議会」（※1）で関係機関と共有する等して、要支援家庭の早期発見・早期対応に取り組んでいる。

こうした取組の精度を向上させるため、前述のリスク要因を把握するための問診票の導入・活用や研修による担当者の専門性の向上などに努めている。とはいえ、保護者本人がストレス状態にあることを認識していない場合、本人による主観的なストレスチェックだけでは正確な結果が得にくい場合があることなどから、把握できるレベルに一定の限界がある。

※1 児童虐待防止を目的として、医療機関、市町の子育て支援の担当課、学校など関係機関で構成される協議会

（2）課題設定

児童虐待の発生は複数の大きなストレスが要因となっている事実を考慮すると、親が自身のストレスと向き合い、「こころ」の健康状態を適切に管理できるようになることが重要である。そのためには、既存の取組に加えて、ストレスに関する客観的な情報を保護者自らと関係機関が適切に把握した上で、必要な支援を受けられるような仕組みを構築することが必要である。

また、測定を受ける本人に、測定機器を活用することの必要性を認識させ、定期健診や健康診断を受診しない・させない親のような、接触を避けるような親子に対しても、積極的な活用を促す仕組みを検討する必要がある。

4 研究目標

（1）ストレスデータを活用した児童虐待防止に向けた仕組みの構築

虐待の発生とストレスとの関係性に着目し、ストレス状態を測定できる機器を活用した、保護者へのストレスチェックを新たに導入するため、以下の3つの観点から研究を進める。

① 児童虐待防止対策における測定機器を活用したストレスチェックの適用可能性の検証

人間のストレスについて、現在の測定技術により、どのような方法で、どのようなデータが得られるのか、またその結果がどの程度信頼できるものかといった点について、医師やメーカーへのヒアリング等を通じて、ストレスチェックの有効性や技術的な制約を把握し、児童虐待防止への適用可能性を検証することにより、効果的な児童虐待防止の取組の立案につなげる。

② ストレスデータの測定を促進するための制度の整備

①の結果も踏まえて、保護者に測定してもらうための仕組みについて、現在の制度や類似の事例も参考にしながら、法制度も含めた制度面から検討を行う。

③ ストレスデータの活用に向けた指針の策定や体制づくり

①、②の結果を受けて、ストレスデータを活用し、児童虐待防止の取組を効果的に進めることができるよう、現行の取組や体制も参考にしながら、要支援家庭を判断する際の基準やデータ活用の手順、ルールづくりに向けた検討を行うほか、必要な組織体制やデータを効率的に管理するための仕組みについて検討を行う。

(2) ストレスチェックの普及に向けた取組

ストレスチェックの重要性についての理解を促進するため、保護者や市町など関係者に向けた啓発事業など、(1)で検討した仕組みを効果的に機能させるための取組について検討を行う。

5 研究内容

(1) ストレスデータを活用した児童虐待防止に向けた仕組みの構築

① 児童虐待防止対策における測定機器を活用したストレスチェックの適用可能性の検証

当初、児童虐待を早期に発見するために、乳幼児のストレスデータを活用することが有効であるかどうかを検証するため、研究を進めていた。しかし、インターネット調査や、医師、メーカーへのヒアリングを通じて、大人とは異なり、乳幼児のストレス測定については、測定結果の信頼性が十分に検証されていないことや、児童虐待とストレスの関係性を調査した研究も発展途上の状態であったことから、ストレス測定の結果と虐待との因果関係を証明することは困難という結論に至り、方針を転換することとした。

現在のストレス測定技術については、安静時の心電波、脈波、あるいは心拍にとりもなう血流量の間隔と強弱などの生体情報を測定し、自律神経（交感神経と副交感神経）のバランスの乱れをチェックすることで、ストレスの高低を把握することができる。中でも、指先の血流を測定する方法が主流となっている。

しかし、現在の機器で測定できるデータでは、ストレスの高低を把握することは可能であるものの、ストレスの原因までは特定することができないという特徴があ

る。一方で、労働安全衛生法等で採用されているストレスチェックは、問診票による受診者の自己申告であり、曖昧な回答や実態と異なる回答がされる場合があり、ストレスが高い状態にも関わらず、見落とす恐れがあるものの、ストレスの原因を探るツールとしては有効であり、測定機器によるストレスチェックの結果と併用することで、よりストレスチェックの精度を高めることができる。

現在、虐待予防の取組では、労働安全衛生法等で採用されている問診票に基づくストレスチェックと同様に、定期健診や保健師等による家庭訪問等の機会を活用して、面談者が問診票などを活用して、支援が必要な家庭かどうかを把握している。こうした方法については、面談者の能力や主観に依存しており、本当に支援が必要な家庭を見落とす可能性がある。このため、支援が必要かどうか判断する基準の1つとして、ストレスデータという客観的な指標を導入することで、より効果的に児童虐待を予防することができるのではないかと考える。

ただし、「こころ」の状態が悪化する前に必要な支援が受けられるようにするためには、継続的にストレスチェックを受け、その結果の推移を見ていかなければならない。メーカーの担当者によれば、検査の間隔として「理想的には毎日、できれば週1回はストレスチェックを行うことが望ましい」と述べており、いかにして保護者に対して継続的にストレスチェックを受けさせるのかが運用を検討する際の課題であることが明らかとなった。このため、フィンランドの母親手当（※2）の取組や、健康マイレージ制度などの既存制度も参考に、保護者が継続的にストレスチェックを実施するインセンティブが生じるような仕組みについて検討する必要がある。

※2 現金の支給又は衣類、おむつなどの日用品が入った「育児パッケージ」の配布が妊婦健診の利用率を高めることに一役買っている

② ストレスデータの測定を促進するための制度の整備

名張市では、妊娠届を市役所に提出して以降、定期健診や全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）、時には家庭への電話など、さまざまな機会を捉えて、保護者と接触し、状態を把握するよう努めている。担当者によればこうした取組を進めるためには、「1回会っただけでは中々保護者」の状態がよく分からないものなので、何度もコミュニケーションを取る機会を持つことが大切である。」と述べている。

このため、今後、ストレスチェックの導入を検討する際には、こうした現場のコミュニケーションを阻害するものではなく、コミュニケーションを取るきっかけになるような手法を検討する必要がある。

そこで、既存の取組制度を活用し、定期健診や全戸訪問等でのストレスチェックを導入し、既存の問診票との併用により、要支援家庭をきめ細かく把握する。

また、①で明らかになったように、測定の頻度は多い方が良いことから、ストレスチェック機能のある電子母子手帳を県で配信するなど、家庭でのストレスチェックアプリの活用を保護者に奨励し、チェックしたデータを記録して定期健診時に提出してもらう。加えて、測定回数を増やすため、チェックをまめに行っている家庭には、育児用品をプレゼントするなど、インセンティブを用意する。

③ ストレスデータの活用に向けた指針の策定や体制づくり

名張市にヒアリングを行ったところ、「(支援が必要な方を) いかに早く見つけ、把握することができるかが最も大切である。把握できないと支援ができない。」「判断材料は、多ければ多い方が良く、客観的なものが得られるのであれば、現場としてはありがたい」といった意見が得られた。

しかし、現在、検証可能な保護者のストレスデータが存在しておらず、どの程度のストレスを受けている状態であれば、支援が必要なのかを判断する根拠がないことから、まずは、モデル事業として、②の取組について特定地域での実証実験を行い、データの収集に取り組み、将来的には判断基準など指針の策定につなげていく。

また、現在、要保護児童対策地域協議会を通じて、医療機関による健診や保健師等による家庭への訪問等により把握した、支援が必要な家庭や虐待が疑われる家庭の情報等を共有している。これら共有される情報の中に、新たにストレスデータを追加する。

(2) ストレスチェックの普及に向けた取組

厚生労働省の調査によれば、平成 20 年のうつ病などの精神疾患はがんの 2 倍以上になっており、かつ、がん患者数がほぼ横ばいにも関わらず、精神疾患の患者数は平成 8 年から平成 20 年までの約 10 年間で 1.5 倍に増加している。こうした状況にも関わらず、健康診断や人間ドッグなど「からだ」の状態を把握することが一般的に行われていることに比べ、「こころ」の健康状態を把握することの重要性については十分に認識されていない。そこで、「こころ」の健康状態を把握することの重要性について認識を深めるため、妊婦健診の際、産後うつ防止などメンタルヘルスの観点から、こころの健康状態を把握することの重要性について、説明又は啓発資料の配布を行う。

6 最終報告に向けた課題と研究の方向性

(1) ストレスデータを活用した児童虐待防止に向けた仕組みの構築

① 児童虐待防止対策における測定機器を活用したストレスチェックの適用可能性の検証

引き続き、ストレス機器による測定結果と「こころ」の健康状態との関係についての調査研究や企業等での活用事例など、ストレスチェックの信頼性を補強するエビデンスの収集に取り組む。

② ストレスデータの測定を促進するための制度の整備

継続的にストレスチェックを受けてもらうための仕組みとして、ストレスチェックを義務付けることを法的に担保できるかという点が課題であり、今後、「労働安全衛生法」の考え方も参考にしながら、どのような考え方であれば、義務付けが可能であるか、可能である場合に、最も効果的な制度設計のあり方(義務付けの対象、手段、内容等)について検討する。

③ ストレスデータの活用に向けた指針の策定や体制づくり

要保護児童対策地域協議会間の情報共有については、地域によっては、各機関で独自に情報を管理しており、共通のデータベースが構築されていないところがある。今後、共通のデータベース化を促進するなど、より効率的に情報が管理できる仕組みについて検討する。

また、取組を推進するにあたっては、高度な専門性が求められることや、コスト面の問題もあることから、県だけでなく、民間企業等の参画を得ることが必要であり、ストレス測定機器を製造している企業等からの製品の提供や技術的な助言などの協力を得る代わりに、測定したデータをビッグデータとして企業側に提供するなど、企業側にもメリットがあるような連携の仕組みについて検討を行う。

(2) ストレスチェックの普及に向けた取組

児童虐待の予防については、一義的には市町の役割であることから、市町への啓発事業について検討を行う。

平成 29 年度 政策創造員会議 中間報告資料 (WG 2)

1. 研究テーマ

検挙率^{だっしゅ}奪首プロジェクト

2. 研究概要

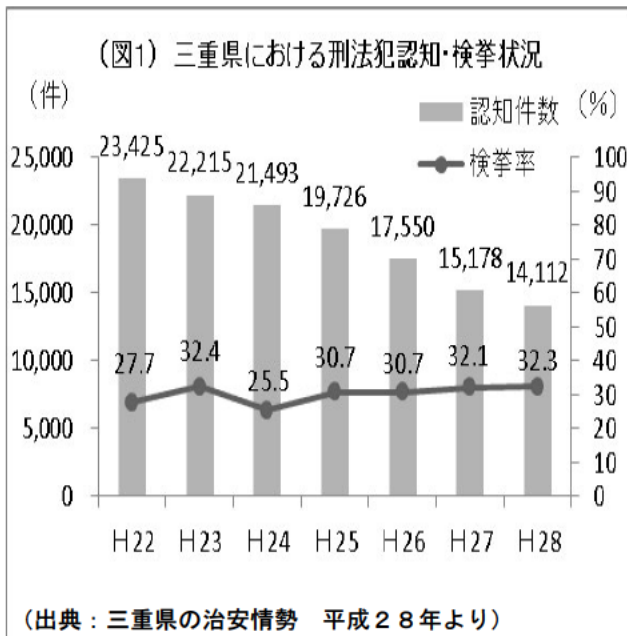
三重県内における刑法犯認知件数は年々減少傾向となる一方、その検挙率は 30%程度にとどまっており、ほぼ横ばいで推移しています。国民が犯罪に対して有する不安感等に関する調査結果では、軽微な犯罪については、約 40%が警察へ届け出なかったとの記述もあり、警察が認知している以上に多くの犯罪行為が行われていることが推察されます(出典:公益財団法人 日工組社会安全財団「犯罪に対する不安感等に関する調査研究—第 5 回調査報告書—」より)。

こうした中、犯罪の発生自体を抑止し、安心して暮らせる三重県の創造に向けて、全国で検挙率トップ県となるため、捜査方法などを抜本的に見直して効率化を図り、現状 30%程度で推移している検挙率を飛躍的に向上させる方策について研究します。

3. 研究課題

(1) 発見した問題点

- ①三重県内の刑法犯認知件数は、平成 22 年の 23,425 件から、平成 28 年の 14,112 件へと大幅に減少しています。しかし、検挙率は 30%程度とほぼ横ばいで推移(図 1)しており、平成 28 年の検挙率(32.3%)は全国ワースト 9 位(表 1)、さらに人口 10 万人あたりの刑法犯認知件数も全国ワースト 10 位に位置しています。



(表 1) 平成 28 年(1 月～12 月)の刑法犯認知件数、検挙件数及び検挙率

都道府県名 (下位 10 都府県)	刑法犯 認知件数 (件)	検挙件数 (件)	検挙率 (%)
大阪	122,136	23,801	19.5
埼玉	69,456	18,051	26.0
千葉	57,277	15,039	26.3
東京	134,619	40,091	29.8
京都	20,479	6,293	30.7
岐阜	15,607	4,827	30.9
兵庫	53,183	16,486	31.0
愛知	70,254	22,116	31.5
三重	14,112	4,557	32.3
宮城	16,466	5,599	33.0

(出典: 警察庁 HP「犯罪統計」より)

- ②全ての刑法犯のうち約 46%が再犯者で占めており、さらに重要窃盗犯に関しては、検挙された犯人が平均 9.9 件の犯行を行っていたというデータも示されています(出典: 三重県警察本部「平成 27 年度三重県警察犯罪統計書」より)。

- ③三重県警の警察官数は3,000人強と法令等¹で基準が定められており、現行法律下では大幅な増員はできません。一方で、県民の数を警察官の数で割った負担人数は約600人となっており、全国でもワースト7位となるほど負担が大きく、現行の捜査方法を継続するだけでは、検挙率の向上には限界があると考えられます。
- ④三重県は関西圏、中京圏に挟まれており、道路交通網などのインフラが整備されていることで人の流入が多いという地域特性が、犯罪発生の一因になっているという意見もあります。
- ⑤平成28年の三重県内の刑法犯の検挙率は、殺人などの重要犯罪が80%以上であるのに対し、大半を占める窃盗犯は約30%と低く、全体の検挙率を低くする要因となっています（出典：警察庁「平成29年警察白書」、三重県警察本部「三重県の治安情勢 平成28年」より）。
- ⑥DNA型鑑定については、裁判員制度の導入等により、警察捜査において客観証拠による立証が重視される中、個人を高い精度で識別する手段として有効な捜査方法と考えられています。また、平成17年からは、個別の事件捜査の必要に応じて採取されたDNA型情報をデータベースに登録し、未解決事件の捜査を始めとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用されています。
- ⑦DNAの採取については、米国や英国等の諸外国においては、法律に基づき、犯罪予防等を目的として、一定の犯罪の被疑者、有罪確定者等から強制的に行われています。一方、日本では、身体を拘束された被疑者（以下、「被疑者」という）については、犯罪捜査に活用するため、指紋や足型等の採取、写真撮影等は裁判官の令状なしで強制的に行えることが刑事訴訟法で定められていますが、DNA型情報の採取は、任意または令状による強制採取に限られており、軽微な犯罪については、必要な場合を除いて令状による強制採取は行われていないのが現状です。これは、具体的な事件捜査とは別に余罪を確認する目的で裁判所に令状を請求しても、「必要性の蓋然性が低いこと」などを理由に、認められないケースが多いためと考えられます。
- ⑧諸外国におけるDNA型データベースの登録件数については、下記のとおり（※）ですが、日本では、平成28年5月の新聞報道によると約79万件とされており、諸外国と比べると少ない状況です。

※主な国の登録件数：米国 約830万件、英国 約560万件、
フランス 約120万件

（出典：「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告
平成24年2月」国家公安委員長主催研究会より）

（2）課題設定

前述のとおり、平成28年の三重県警の検挙率はワースト9位、三重県内の人口10万人あたりの刑法犯認知件数もワースト10位と下位に位置しています。

しかし、警察官の人数については現行の警察法、警察法施行令によって上限が定められており、大幅な増員は見込めないことから、劇的に検挙率を向上させるためには、捜査方法の抜本的な効率化、業務体制の見直しが必要です。

¹ 警察法、警察法施行令、三重県警職員定員条例より

そこで、現行の捜査方法の効率化を図るため、任意又は令状によってしか採取できないDNAを強制的に採取できるようにする方策や、DNA型データベースへの登録対象を全ての被疑者に拡大することについて検討します。

4. 研究目標

- (1) 従来の捜査方法とは一線を画す捜査の効率化を図るため、一部しか行われていないDNA型情報の採取・登録を全ての被疑者に拡大する方策について検討するとともに、これにより得られる効果（検挙率・犯罪認知件数の変化、犯罪発生抑止に与える影響等）について研究します。
- (2) DNA型情報の登録対象を拡大することにより想定される人権問題及びその対応策について研究します。
- (3) DNA型情報の鑑定・登録事務の負担が軽減されるような体制を研究します。
- (4) データベースを拡充することで、情報漏えいのリスクが高まるため、その対策及び情報の管理体制等について研究します。

5. 研究内容

【現状と問題点】

(1) DNA型データベースの拡充

前段で述べたとおり、刑事訴訟法、犯罪捜査規範等に基づき、全ての被疑者に対して指紋及び顔写真の採取が行うことができるのに対し、DNA型情報の採取は、任意または令状による強制採取に限られており、軽微な犯罪については、必要な場合を除いて令状による強制採取は行われていないのが現状です。具体的な事件捜査とは別に余罪を確認する目的で裁判所に令状を請求しても、「必要性の蓋然性が低いこと」などを理由に、認められないケースが多いためと考えられます。

一方で、DNAは①現場に痕跡を残さず立ち去ることが困難であること、②一度残した痕跡を完全に消し去ることが困難であること、などの点において、指紋と比較して捜査上優位性があるとされています。

軽微な犯罪を含めた全ての被疑者に対してDNA型情報を採取することについては、「軽微な犯罪を行う者は、(そうでない者に比べて)より重大な犯罪を行っている可能性が高い」という理由で、犯罪の捜査に有効であるとの報告もされています（日英犯罪減少対策フォーラムより）。

(2) 配慮すべき人権

①DNAを採取する際の人権

被疑者の人権に関しては、刑事訴訟法で指紋・足形・顔写真の強制採取が認められているように、一定の制限を受けますが、DNAの採取についてはこれを超えたプライバシー権の侵害であるとの指摘が数多くなされています。

「DNAは究極の個人情報であること」などがその主な理由ですが、一方で、データベースへ登録するのはDNAそのものではなく、あくまで遺伝情報などを含まない「D

NA型情報」であるため、指紋情報と同様に扱うことができるとする考え方もあります。

<否定的意見>

- ・DNAは遺伝情報を含む究極の個人情報であること。
- ・DNA型情報を登録するためには、必然的にDNA全体（サンプル）を採取して鑑定しなければならず、遺伝情報が警察によって利用されない保証はないこと。
- ・指紋は、指という体表の皮膚に刻印された渦巻や馬蹄型の外観的形狀を転写するのみであるのに対し、DNAを採取することは実態細胞の奥深く侵入することに等しく、指紋とは同等に考えられないこと。

<肯定的意見>

- ・データベース化するのには遺伝情報等を含まない部分を数値化した「DNA型情報」であり、指紋となんら変わりがないこと。
- ・DNA型情報登録後の被疑者DNA（サンプル）の速やかな廃棄など、規則等による管理方法の徹底により対応できること。
- ・DNAの採取（口腔内細胞の採取）は体表面から簡単に剥がれる細胞を採取するだけであり、人体に過度な負担を強いるものではないこと。

本研究では後者の考えを踏襲し、指紋と同様にDNA型情報についても令状を要しない採取及びデータベース化を考えていますが、そのためには「被疑者から採取したDNAサンプルは、DNA型情報の登録後速やかに廃棄すること」「被疑者が不起訴又は無罪となった場合は速やかにデータベースから削除すること」「捜査過程で関係者（近隣住民など）から任意採取したDNAは当該事件の捜査にのみ使用し、必要がなくなった場合は速やかに廃棄すること」などを徹底し、県民からの疑念を生じさせないよう、適切に運用していく必要があると考えます。

② DNA型情報を登録された被疑者の人権

現行制度においては、被疑者DNA型情報の保管期間について、確定期限としての定めは置かれておらず、保管は抹消により終了することとなります。抹消事由は、「当該データに係る本人の死亡（DNA型記録取扱規則第7条第1項第1号）」及び「保管する必要がなくなったとき（同項第2号）」とされており、「保管する必要がなくなったとき」とは「犯罪捜査上、これ以上保管する必要がなくなったとき」であり、具体的には、被疑者DNA型情報に係る各被疑者に応じて、個別に判断されることとなります。

保管期間については、有罪とされた者とそうでない者の取扱いに区別があるべきかどうか、プライバシー保護のために確定期限としての期間を定めることが必要であるかどうか、必要とする場合に期間を規定する考え方は何かという問題が残されており、「①DNAを採取する際の人権」と同様に、人権問題が生じないよう、県民からの疑念を生じさせない適切な運用を行っていく必要があると考えます。

(3) DNA型情報の鑑定・登録業務体制

三重県警察本部へDNA採取からDNA型情報の登録について、具体的にどのように行っているかヒアリングを実施しました。

その結果、被疑者DNA及び遺留DNAの採取は各警察署の鑑識係でも行うことができますが、それぞれのDNA型情報の鑑定・登録事務は科学捜査研究所（以下、「科捜研」という）にて行われていました。

DNA型データベースを拡充した場合、科捜研で対応する鑑定件数の増加が見込まれることから、DNA型情報の鑑定・登録事務の負担が軽減されるような体制を構築する必要があると考えます。

(4) 情報漏えい対策

顔認証データ、DNA、指紋などプライバシー性の高い個人の生体認証情報をデータベースに登録し管理するため、情報漏えい対策について、生体認証情報を活用したシステムを既に導入している金融機関、業務上、様々な個人情報を取り扱っている三重県の情報セキュリティ対策を担当する三重県地域連携部情報システム課及び三重県警察本部における現状についてヒアリングを実施しました。

今回ヒアリングを実施した金融機関では、ATMでの現金の引き出し・振込等の取引時におけるなりすましや不正利用による被害防止対策として、キャッシュカードに搭載されているICチップに顧客の指静脈情報を登録し、ATM利用時に暗証番号と指静脈情報により本人確認を行うシステムが導入されていました。なお、ここで取り扱われる指静脈情報はICチップ上に保存しているのみで、データベース化による管理は行われておらず、登録用パソコンや登録装置には、情報漏えい防止のため、情報が残らないように設定されていました。

また、三重県の情報セキュリティ対策については、「三重県電子情報安全対策基準(三重県情報セキュリティポリシー)」で、下記の対策について基準が定められていました。

- ・情報システムを設置する施設への不正な立ち入り、情報資産への損傷・妨害などから保護するための物理的対策
- ・情報セキュリティに関する権限や責任の明確化、全ての職員のセキュリティ対策に関する教育・啓発などの人的対策
- ・情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策
- ・システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、規準の遵守状況の確認等運用面の対策
- ・緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための事後管理対策

さらに、三重県警察本部における現状の情報漏えい対策については、三重県の情報セキュリティポリシーとは異なる警察庁が示す基準による対策が講じられていました。具体的には、外部からの攻撃対策としては、一般のネットワーク環境から完全に切り離された独自のネットワークが構築されており、また、内部からの情報漏えい対策についても、機密情報を持ち出さない、個人のUSBを持ち込まないなどについて、職員に周知徹底されていました。

これらのことから、現在、三重県警察本部における情報漏えい対策については、既に十分な対策が講じられており、引き続き、情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な情報管理が行われることが望ましいと考えられます。

【取組の提案】

以上の研究内容結果を踏まえ、下記の取組を提案します。

(1) 強制採取・データベース拡充のための法整備

DNA型情報の強制採取及びDNA型データベースの拡充にあたり、プライバシーの侵害等人権問題への配慮も含めた条例制定・法令の整備等について検討します。

(2) DNA型鑑定・登録業務体制の見直し

DNA型データベースの拡充により、鑑定・登録業務にかかる職員の負担が増加すると考えられるため、科捜研に限らず、各警察署においても鑑定・登録作業ができるような体制について検討します。

6. 最終報告に向けた課題と研究の方向性

(1) DNA型データベースの拡充

DNA型データベースについては、アメリカ、イギリスなど既に多くの国で導入されており、DNAの採取時期、対象範囲やDNAサンプルの取り扱いなど、さまざまな違いがありました。

今後、これらの効果（検挙率の変化、犯罪認知件数の変化、犯罪発生抑止に与える影響等）や各国における問題点を更に検証し、三重県警察本部や有識者へのヒアリングなどを踏まえながら、DNA型データベースの拡充に向けた条例制定・法令の整備について研究を進めます。

(2) 配慮すべき人権

① DNAを採取する際の人権

DNAの強制採取が指紋と同様に認められるか否かについては、現在、弁護士・検事・大学教授などの有識者へヒアリングを実施していますが、現時点で明確な回答は得られていません。

引き続き、有識者へのヒアリングや文献等の調査を行い、条例制定・法令の整備等について研究を進めます。

② DNA型情報を登録された被疑者の人権

採取したDNA型情報の保管期間がどこまで許容されるかについては、現在、有識者へヒアリングを実施していますが、現時点で明確な回答は得られていません。

今後、保管期間について、有罪とされた者とそうでない者の取扱いに区別があるべきかどうか、プライバシー保護のために確定期限としての期間を定めることが必要であるかどうか、必要とする場合に期間を規定する考え方は何かという観点から、引き続き有識者へのヒアリングや文献等の調査を行い、条例制定・法令の整備等について研究を進めます。

(3) DNA型情報の鑑定・登録業務体制

被疑者DNA及び遺留DNAの採取は各警察署の鑑識係でも行うことができますが、それぞれのDNA型情報の鑑定・登録事務は科捜研で行われています。データベースの登録対象を拡大することにより件数が増えると、業務負担が増加することとなり、業務体制の見直しが必要と考えられます。

今後、科捜研のヒアリングを実施し、具体的な課題を明確にした上で、効果的な業務体制について研究を進めます。

平成 29 年度 政策創造員会議 中間報告資料 (WG 3)

1 研究テーマ

三重県がエシカルファッションで世界を救う

※「**エシカル (倫理的) 消費**」とは、「人や社会・環境に配慮して製造された商品・サービスを積極的に選択するとともに、その商品・サービスの背景を意識しながら大切に消費すること」と定義する。

※「**エシカルファッション**」とは、「正しい労働条件と公正な賃金の下で生産され、環境にも配慮してオーガニック素材やリサイクル素材等を使用した衣類」と定義する。

2 研究概要

衣類の生産から廃棄までの一連の流れの中でもたらされる人や社会・環境への影響は多岐に渡るが、現在の日本においては、衣類は大量に生産、供給され、大部分がリサイクルされることなく廃棄されている。

一方で、人や社会・環境に配慮して製造された商品・サービスを積極的に選択する「エシカル消費」への関心は高まっているものの、多くの人が実際の行動に結びつけるには至っていない。

本研究では、「エシカルファッション」をツールとして、三重県民の潜在的なエシカル消費への意識を実際の行動に移すことを促し、人や社会・環境に配慮した消費者を育成する取組モデルを三重県で構築する。これにより、県民一人ひとりがアクティブシチズンとなり世界の中で果たすべき役割を実感することのできる、エシカルファッション先進県をつくることをめざす。

さらに、世界中の人々が思いやりをもってエシカル消費を行う意識を育み、誰もが当事者として行動し、地球上の人権や労働、環境問題を改善してみんなが幸せになっていく効果を狙い、三重県がロールモデルとなってこの取組を広く発信していく方策を提案する。

3 研究課題

(1) 発見した問題点

<衣類が与える影響>

衣類の原材料の生産から廃棄までの各段階において発生する世界的な社会問題は、人権や労働、環境問題など多岐にわたる。

例えば、原材料の**生産**段階においては、衣類の主原料である綿花の栽培には世界の殺虫剤の約 16%が使用されており (ICAC, 2009)、綿花の主要な生産国であるインドでは、農薬の影響による皮膚病や呼吸疾患などの病気に悩まされながら、子どもたちが教育を受けることなく労働を行っている (NPO 法人 ACE, 2010)。

製造段階においては、CO₂とともに**大気汚染**や**水質汚濁**を引き起こす物質が排出されており（経済産業省，2003）、衣類の大量生産に伴いこれらが増大することで、環境への影響が懸念される。また、ファストファッションにおける大手ブランドの下請工場では、**低い基本給を出来高で補うために過度な長時間労働**が行われ、加えてその**労働環境は劣悪**なものであると報告されている（SACOM，2015）。

消費段階においては、日本で1990年に約20億着だった衣類の供給量は、2010年には約40億着と倍増している（経済産業省，2016）。一方で、2009年における衣料品の国内供給量は約111万t、衣料品の総排出量は約94万tと推計されており、これを上述の供給量と単純比率計算すると、**年間30億着以上が廃棄**されていることになる（中小企業基盤整備機構，2010）。

このような中、日本のファッション事情に目を向けると、ファストファッションの流行により、おしゃれは手軽（安価な製品を短い周期）に楽しめるようになった。しかし、これにより**衣類の大量生産・大量消費・大量廃棄のサイクルが加速化**し、衣類が人や社会・環境問題などの**世界的な社会問題に与える影響を増大**させることにつながっている。

<消費者の意識と行動>

一方、**消費者の意識**については「大量生産・大量消費型の経済を変えていく必要がある」と考えている日本人は約8割にも上り（環境省，2013）、環境や被災地の復興、開発途上国における労働者の農薬に対する健康被害や低賃金による長時間労働といった生活環境改善等への**社会的課題に配慮した商品・サービスを選択して消費**すること（エシカル消費）への**関心が高まっている**（消費者庁，2015；Leech，2017）。

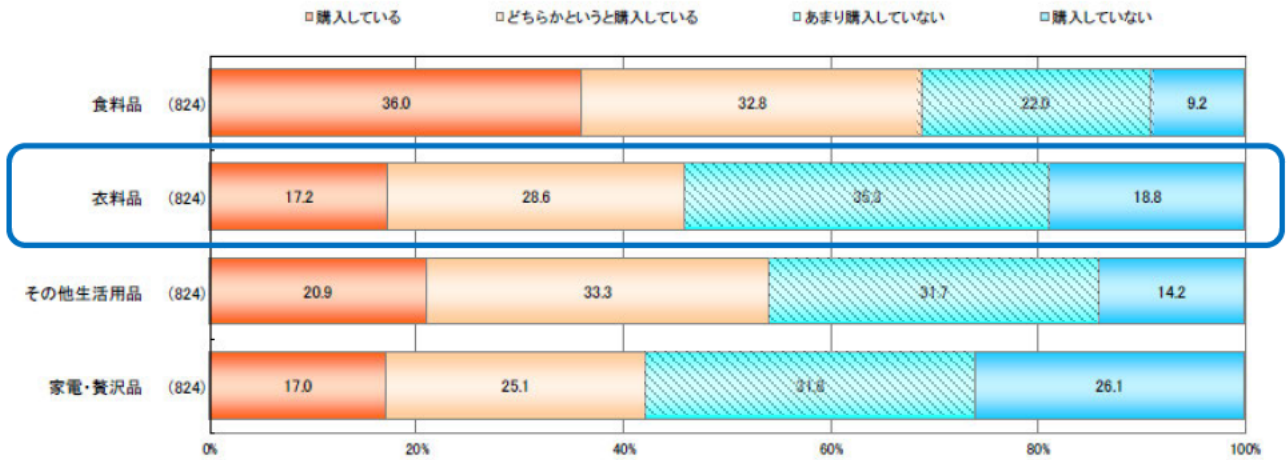
しかしながら、エシカルな商品・サービスについて「購入したことがある」と答えた人の割合は3割程度にとどまり（倫理的消費調査研究会，2017）、エシカル消費への意識は高まっているものの、**多くの人**が**実際の行動には結びついていない**。

また、エシカルな商品・サービスについて「購入したことがある」人の中でも、近年「食品ロス」や「地産地消」といった言葉が消費者に認知されてきた**食料品**に関しては、**特に積極的にエシカル商品・サービスが選択**されている一方、**衣料品**に関しては積極的に選択して購入している人の割合は半数以下であり（倫理的消費調査研究会，2017；表1）、**今後の普及啓発等の取組によって大きく伸ばすことのできる余地がある**と考えられる。

あるいは、家電等に関しては特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行され、国が主導する広域的な環境配慮のための措置が講じられているが（環境省，2017；NP0法人Mブリッジ，2013a，b）、衣類については民間団体が中心となった取組が芽生え始めたばかりであり（Leech，2017）、行政には、このような団体、消費者、生産者等のさまざまな主体をつなぐ役割が求められている（消費者庁，2016；倫理的消費調査研究会，2017；畠山，2017）。

表1. エシカルな商品・サービスの購入状況

(エシカルな商品・サービスについて「購入したことがある」人を母数とする)



出典：倫理的消費調査研究会、2017

(2) 課題設定

「大量生産・大量消費型の経済を変えていく必要がある」と考える日本人の意識を具現化させ、衣類の大量生産・大量消費・大量廃棄による健康被害や労働環境の悪化および環境負荷を増大させ地球温暖化の進行を加速させるといった悪循環から脱却し、誰もがより健康で快適な生活環境で過ごせる幸せな社会を実現するためには、萌芽的に取組が始まりつつある衣類をツールとして、衣類のエシカル消費の考えを根付かせ、消費者意識の変容を促す政策を実行することで、人や社会・環境に配慮した消費者を効果的かつ早急に育成する必要がある。

4 研究目標

誰もが思いやりをもってエシカル消費を行う意識を育み、当事者として行動できる社会をつくることで、快適な地球環境と長く共存しながら、劣悪な環境で働かなければならない人を一人でも減らすなど、世界中の人々の幸せな未来の実現をめざす。

そのため、幅広い観点からエシカル消費の意義や価値観、取り入れ方等について議論し、三重県内において、①衣類のエシカル消費に対する感度や受容性の高い消費者を育成する取組を検討する。

さらに、かつて伊勢木綿や松阪木綿で江戸のファッションを席卷した輝かしい歴史の誇りと、「ファッションの発信は東京でなくてもいいんだ！エシカルファッションは三重県発でいいじゃないか！」をモットーに、三重県が国内における衣類のエシカル消費行動を牽引し、全国に先駆けて、②衣類をツールとしたエシカル消費のモデルを構築することで、エシカルファッション先進県として世界に広く発信していく方策を提案する。

5 研究内容

研究1 衣類のエシカル消費に対する感度や受容性の高い消費者を育成する取組の検討

研究2 エシカルファッション先進県として世界に広く発信していく方策の提案

上記2つの検討を進めるに当たり、エシカル消費に対する消費者の認知度や意識を調査するとともに、消費者を取巻くエシカル消費に係る行政の動きや先進的な取組および県内の動向を調査（文献、ヒアリング）し、エシカルファッション推進による消費者や事業者への波及効果を整理したうえで、消費者が衣類のエシカル消費への取組を開始する有効なアプローチ方法を探ることとした。

① 「エシカル」についての日本国内の認知度と消費者の意識

「エシカル」についての認知度を調査した結果、「エシカル」という言葉を「意味まで理解している」、「なんとなく知っている」、「聞いたことがある」と回答した割合は全体の1割強であり、「エシカル」について興味があると回答した人は45%となっていた（(株)デルフィス「第4回エシカル実態調査」,2014;倫理的消費調査研究会,2017）。

一方、消費者の意識をみると、「日頃、環境、食品ロス削減、地産地消、被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善など、社会的課題につながることを意識して、商品・サービスを選択しようと思っている」と回答した人の割合は64.3%（男性57.0%、女性70.5%）となっている（内閣府「消費者行政の推進に関する世論調査」,2015）。

このことから、消費者はエシカル消費について言葉として認知していないものの、基本概念については理解しており、環境、社会、経済的課題等に対し、消費者の立場から取組を応援し、課題の解決に貢献することに対する関心が高いことがわかる（倫理的消費調査研究会,2017）。

また、東日本大震災の前後における意識変化をみると、「自分の消費行動次第で、将来の社会や地球環境をよくすることができる」と意識して行動することについて、「震災後に意識するようになった」との回答の割合が「震災前もその後もしている」を上回るなど、消費者の意識の変化がみられる（(独)国民生活センター「第40回国民生活動向調査」,2012）。

したがって、具体的なエシカルの行動についての消費者の意識はすでにある程度高く、一層の高まりもみられることから、一旦エシカル消費の言葉とその概念が結びついて理解されれば、エシカル消費の取組が普及していく可能性があるといえる（倫理的消費調査研究会,2017）。

② エシカル消費に係る国際的な動向

平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて、貧困を撲滅し、持続可能な環境、社会、および経済を実現するために、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までに 17 のゴールと、ゴールに到達するための 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられた。その中の目標 12 では「持続可能な生産消費形態を確保する (つくる責任つかう責任)」が挙げられている。

③ 消費者を取巻くエシカル消費に係る日本の動向

エシカル消費に係る消費者行政の現状や、消費者教育の観点について消費者庁へ、衣類のサプライチェーンの抱える課題や現状について経済産業省へヒアリングを行った結果は次のとおり。

<消費者庁>

- ・消費者庁では、消費者基本計画 (2015 年 3 月 24 日閣議決定) を受けて 2015 年 5 月から 2 か年にわたり「『倫理的消費』調査研究会」を設置し、人や社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費 (エシカル消費)」の普及に向けて幅広い調査や議論を行った。今後、研究会での議論を踏まえ、さまざまな主体と連携を図りながら、普及・啓発の取組を実施する予定である。
- ・エシカル消費を定着させるためには、消費者に、価格が高い理由を理解してもらい、エシカル商品の背景を理解のうえ購入することにより満足度を得られることがインセンティブであることから、シンポジウム (名称「エシカル・ラボ」) や「エシカル・ファッションショー」などの啓発活動により機運を高めるイベントを開催している。なお、消費者庁は今 (平成 29) 年度、エシカル消費の普及関連事業 (エシカル・ラボ) に対する来 (平成 30) 年度予算概算要求を行った。
- ・消費者教育推進法に則り自立した消費者の育成や消費者市民社会の形成をめざし、従来スポット的であった教育を体系的に行うようにしたいが、エシカル消費については教科書に言葉がほんのわずかに出てくるだけで、まだまだ発展途上の段階である。さらに、地方公共団体における消費者行政と教育委員会の親和性は低く、消費者教育の推進が行えていない。
- ・エシカル認証ラベルの国際標準作業の開始の動きがあり、各国代表が集まり今秋から検討に入り、日本はこれを追いかけていく感じになる。
- ・エシカル消費の定着のために公的な規制を行うようなことは考えておらず、基本は消費者起点で取組を開始し、ボトムアップで企業に働きかけを行っていくこととしている。
- ・エシカル消費が定着することによるメリットは、消費者にとっては第 4 の価値観 (①安全・安心、②品質、③価格、+④エシカル消費) が生まれ新たな尺度が与えられること、事業者には更なる市場の活性化やサプライチェーンの透明化による競争力アップ、行政には地方創生などがある。
- ・エシカル消費を推進するための国際戦略は打ち出していないものの、ASEAN からエ

シカル消費に関する協力要請があるなど、米国においてもエシカル消費が広まりつつあることを感じている。

- ・エシカル消費が普及することによる経済効果の算出は行っていない。

<経産省>

- ・国内では、「J∞QUALITY 制度」という、国内で「織り・編み」、「染色整理加工」、「縫製」の3工程を行っている商品を対象に申請に基づいて第三者が認証するトレーサビリティ制度があるが、これはエシカルを意識しているというよりは、日本ならではのこだわりのものづくりや、商品のコンセプトやストーリー、安全・安心のトレーサビリティを以て消費者に伝えていく仕組みであり、インバウンド需要への対応に期待するものである。
- ・主に欧米の消費者は、エシカルな衣類、トレーサビリティのある衣類を求めている。また、消費者以外にも海外の投資機関は労働環境への意識が高い。
- ・衣類の製造における劣悪な労働環境や多大な環境負荷の背景にある、衣類の過剰供給と原価率の低下による負のスパイラルを打開する方策として、「セールの抑止」と「IoT 技術を駆使したマスカスタマイゼーションによる縫製企業のマッチングプラットフォームの構築」が考えられる。
- ・現在、イーコマス（ネット販売）の普及により、消費者は衣類の属性情報を得ながら購入することが容易になり、トレーサビリティの確保、原価率向上、在庫削減等を進めることは、企業側ができるエシカル消費の取組となる。
- ・エシカル消費が普及することによる経済効果の算出は行っていない。

④ エシカル消費推進に係る国内の広域自治体における先進的な取組

エシカル消費推進について、先進的な取組を実施している徳島県にヒアリングを行った。結果は次のとおり。

<徳島県>

- ・徳島県のさまざまな事業の中で、結果的にエシカル消費行動になっている部分を探して気づき見える化する取組を実施している。
- ・「認知度向上」、「消費行動の実践」、「事業者の参加」、の3つの視点を基に、各ステークホルダー（消費者、学校、事業者等）に対し以下の取組を行い、率先してエシカル消費行動（エシカル自主宣言）する県民・事業者等を拡大していく。
 - ・消費者を対象に、エシカル消費リーダーを養成するため、消費者大学校（昭和62年開校）大学院（平成18年開校）を開設し、エシカル消費・食品表示コースを設けている。受講者は募集定員を超えている。
 - ・学校教育を対象に、リーディングスクール（現2校）およびエシカルクラブ（現12校）を設置しようとしている。
 - ・事業者を対象に、研修会、貢献企業認証・顕彰制度、ビジネス・メッセでのアピールを実施しようとしている。
- ・エシカル消費を徳島から全国へと発信していくため、平成29年2月に「とくしま

エシカル宣言」を実施した。現在、同宣言の主旨に賛同して「エシカル消費自主宣言」を行い、エシカル消費の推進に取り組む徳島県内の事業者および団体を募集している（現在、学校（1校）、企業（3社）、基礎自治体（2市町村）が宣言している）。

- ・消費者庁等の「消費者行政新未来創造オフィス」の運営を支援するとともに、このオフィスと連携した「新次元の消費者行政・消費者教育」等を戦略的に展開するため、県内外の消費者や自治体、事業者、教育機関等が、消費者行政・消費者教育等について自由に議論する場として、県と「消費者庁等移転推進協議会」が共同で、2017年度に「とくしま消費者行政プラットホーム」を設置した。
- ・エシカル消費推進会議（平成29年7月）を立ち上げ、消費者はエシカル消費を、事業者は消費者志向経営を行い、行政は両者と協働して推進していくことで、消費者市民社会を創造していこうとしている。
- ・徳島県消費者基本計画に、「エシカル消費の推進」の項目を新たに追加した改定を行った（平成29年8月）。
- ・日本エシカル推進協議会に指導、助言を受けながら、徳島県は、①プラットホーム、②エシカルコンシェルジュ（消費者と企業のコミュニケーション役）、③フェアトレードタウンの認証取得、④エシカル調達、の研究・検討を行っている。
- ・教育現場においてエシカル消費教育を推進していくため、行政と教育委員会の親和性を高めるために、教員（2名）が知事部局へ出向している。

⑤ エシカル消費推進に係る国内の民間団体における先進的な取組

<特定非営利活動法人 ACE>

- ・衣類の原材料である綿花の栽培に係る児童労働や農薬による健康被害の現状を明らかにし、課題解決するための学習教材（DVD と指導書）「この T シャツはどこからくるの？-ファッションの裏側にある児童労働の真実-」を作成し、エシカル消費推進について、先進的な取組を実施している。

⑥ エシカルファッション推進による消費者および事業者への波及効果

文献調査、ヒアリングの調査結果を踏まえ、3（2）で設定した課題を解決するための取組として、どこも特化して実施していない衣類に対してエシカル消費の考えを根付かせ、消費者意識の変容を促すことで、消費者および事業者にどのような効果が生まれるのかを整理した。

<消費者>

- ・衣類選択において、第4の選択肢（①安全・安心、②品質、③価格＋④エシカル消費）を得ることができ、購入時の選択の幅が広がる。
- ・衣類という身近なツールの「消費」という日常活動を通じ社会的課題の解決に貢献することができる。

<事業者>

- ・衣類のサプライチェーンの透明性が向上することで、差別化による新たな競争性

が生まれる。また、国際的なニーズに適応することができる。

- ・利害関係者からの信頼感とイメージが向上することにより、資本市場での事業者の評価が向上する。
- ・原価率が向上し、在庫が削減され、ESG 投資（環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance））に配慮している企業を重視・選別して行う投資）が得られやすい。

6 最終報告に向けた課題と研究の方向性

<課題と研究の方向性>

5の文献調査とヒアリング結果により判明したエシカルファッションを取巻く現状の課題を踏まえ、本研究の方向性を次のように整理した。

- ① エシカル消費は尺度が広く、人権、健康、環境配慮、社会的弱者による生産、地産地消など、エシカル認証と成り得る多様な要素が存在する。

エシカルファッションにおいても、現状では、製品の生産工程において、ある一部分がエシカルであるかどうかのアピールになっており、国際標準化されたエシカルファッション認証制度が確立されていない（例えば、オーガニックコットンであるが、児童労働が実施されている製品の場合、エシカル消費となる製品と認定して良いのかが問題である。）。

そこで、企業や関連団体にヒアリングを行いながら、国連でコミットされた持続可能な開発目標（SDGs）の1つである目標12「つくる責任つかう責任」を達成するため、ファッションに特化したエシカル消費を位置づけた理念条例を制定し、同条例で国際標準となり得る認証制度の確立に向けた検討を進めていく。

- ② 消費者教育において、消費者行政と教育委員会との親和性は低く、エシカル消費の推進については一部のエシカル要素についてのスポット的な教育に留まり、体系的なものとなっていない。

さらに、エシカルファッションに至っては、原材料の生産から消費および廃棄までの全工程を題材にした教材がないなど、手法自体が確立されていない。

そのため、日常生活において、より身近な衣類をツールとして、エシカルファッション教育の必修化や教育教材の作成など、エシカル消費教育の推進に向けた検討を進めていく。

- ③ 全世界に向けて効果的にアピールしていくための仕掛けとして、主テーマをエシカルファッションに設定した消費者庁主催のシンポジウム「エシカル・ラボ」を三重県で開催するなど、社会全体がエシカルを選択する消費行動の動機付けとなるムーブメントを興す検討を進めていく。

<具体的な取組（案）>

上述の課題と方向性を踏まえ、消費者が衣類を選択するときに「エシカル」という第4の選択肢を持つことができるよう次の4点の取組を提案する。

（１）エシカル消費の根拠となる理念条例を制定する

- ・三重県全体でエシカルファッション推進の機運を高めるため、全国初のエシカルファッション推進条例を制定する。その中でエシカルファッション Day の創設なども検討する。

（２）現在、確立されていないエシカルファッション認証制度等の基準・認証制度を確立する

- ・GAP、みえの安全食材表示制度、J∞QUALITY 制度等の認証制度の詳細を調査し、衣類の製造工程に応じた認証基準を検討し、制度化する。

（３）消費者教育を推進する

- ・三重県消費者施策基本指針に示す、消費者市民社会（消費者自らが、現在および将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して消費行動をする社会）の構築に向けた取組方向の中に、エシカル消費・教育の言葉や具体的な内容も取り入れるよう改訂する。
- ・学校（小学校・中学校・高校）の制服・体操着等のエシカルファッション化およびそれらの生産工程を学ぶエシカル消費教育の必修化と教育教材を作成する。

（４）社会全体がエシカル商品を選ぶ消費行動の動機付けとなるムーブメントを興す

- ・「エシカル・ラボ in みえ」（消費者庁主催（予算 10/10、県費負担無し）、三重県共催、オリ・パラ関連事業（beyond 2020 プログラムに申請））を、オリ・パラ前年の平成 30（2019）年にサオリーナで大々的に国際シンポジウムとして開催し、国際的にコミットされた持続可能な開発目標（SDGs）の1つである目標 12「つくる責任つかう責任」の目標を達成するために三重のエシカルファッションの取組を全世界にアピールする。
- ・メディアへの露出度の高い知事や市町長がエシカルファッションを着用し話題性を作る。
- ・エシカルファッションタウン運動を実施する（フェアトレードタウン運動を参考）。
- ・SNS や情報誌等での発信によるリアルな口コミで、消費者にエシカルファッションに興味を持ってもらい、広告費をかけずに消費者の行動変容につなげる。
- ・服飾専門学校における衣類の制作および成果発表会を開催する。
- ・博物館等での展示、体験試着（忍者、明治時代の衣装等）、ミュージアムショップで販売などを実施する。

平成 29 年度 政策創造員会議 中間報告資料 (WG 4)

1. 研究テーマ

高度人材確保に向けた外国人児童生徒の教育環境整備のすすめ

2. 研究概要

わが国では労働力人口の減少に対処するため外国人労働者の受入が進んでいる。中でも専門知識や技術をもつ高度人材[※]については需要が高く、世界的な争奪戦となっているが、日本は生活環境や労働環境の面などから就職先としての評価は低い。

この状況を改善するため、既に入国管理局や企業など様々な主体によって取組が始まっているが、改善すべき問題の一つである「外国人児童生徒の教育環境整備」については都道府県を中心とする自治体の積極的な取組が必要である。

そのため、三重県として取り組むべき教育環境整備の方法、具体的には「インターナショナルスクールの設置」と「公立学校における外国人児童生徒の受入体制の整備」の2点について検討する。

※本研究における「高度人材」とは、「専門的・技術分野の在留資格」に基づき就労する外国人とする。

3. 研究課題

(1) 発見した問題点

(外国人労働者の受入について)

日本の労働力人口は既に減少が始まっており、今後、さらに加速すると予想されている。平成 26 年 3 月の内閣府の推計によると、出生率の回復や女性と高齢者の活躍を実現しても、2060 年までに 1,000 万人減少する。

外国人労働者の活用によって日本の労働力人口の減少に対処するため、平成 28 年、「労働力確保に関する特命委員会」は、専門知識や技術をもつ高度人材は積極的に受け入れつつ、そうでない労働者についても必要性がある分野で受入を進め、現在約 90 万人いる外国人労働者数を倍増しても対応できる制度を構築すべきと提言している。実際に全国の外国人労働者は増加しており、平成 28 年 10 月末時点で過去最高の約 108 万人だった。三重県でも増加しており、同時点で 2 万人を超え過去最高となった。

(県内企業が求める外国人労働者の変化)

三重労働局によると、平成 28 年 10 月末時点で県内の外国人労働者の 88.2% は個人の能力と関係ない「技能実習」又は「身分に基づく在留資格」を有して

いる。一方、「専門的・技術的分野の在留資格」を有する外国人労働者は6.2%と、全国平均 18.5%に比べて少ない。しかし、県内企業の外国人採用に関するアンケート調査^{※1}では、今後採用したい人材として「事務・技術系スタッフ業務に従事する高度人材」が36%を占め、「現場作業に従事する現場人材」21%を上回った。このことから、県内企業が外国人労働者を雇用する理由は、従来の「労働力確保のため」から「高度人材を獲得するため」に移っていくものとみられる。

(高度人材獲得にあたっての問題点)

他の先進諸国でも少子高齢化が進む中、各国は高度人材の獲得のために様々な取組を進めており、世界的な人材争奪戦となっている。しかし、日本は、外国人留学生の国内就職率がわずか3割未満で年間約1万人の留学生が国外に流出していることから明らかなように、高度人材の就職先としては評価が低い。この点、高度人材受入のために改善すべき問題として次の4点が指摘されている^{※2}。

- ①日本型雇用の改善（キャリアや業務範囲の不透明さ、年功制、長時間労働など）
- ②在留資格・永住権取得の優遇や手続きの簡素化
- ③医療サービスや行政サービスの多言語化
- ④子どもの教育環境の改善

(各問題点の取組主体と具体的な取組事例)

上記①～④に取り組む主体はそれぞれ異なる。

各問題点の主な取組主体と、これまでの取組事例を次のとおり整理した。

	主な取組主体	これまでの取組事例
①	企業	意欲的な企業が、年功制の撤廃や業務範囲の明確化などの変革に着手する例が見られる ^{※2} 。
②	入国管理局	条件を満たす外国人に出入国管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」を導入。
③	市区町村	県内では鈴鹿市が2006年に外国人交流室を市民対話課に設置。外国人住民を市民として捉え、広聴と相談を業務に入れた施策に取り組んでいる。
④	都道府県	※次項のとおり

(都道府県に期待されている役割)

上記④について、具体的な方法としては、インターナショナルスクールの設置と、公立学校における外国人児童生徒の受入体制の整備がある。

国内のインターナショナルスクールは、東京都をはじめとする都市部や沖縄

県のような既に外国人が多く住む地域に偏在している^{※3}。これは、都道府県による各種学校の認可を受けるための要件が負担となって、外国人児童生徒が多く確実に需要が見込める地域にしか進出できなかつたからである。そのため、文部科学省は平成24年3月、各都道府県に対し、高度人材が就労にあたって重要視する子女の教育環境を整備する観点から、外国人学校の各種学校設置等の弾力的な運用を依頼する通知を発出した。このように、インターナショナルスクールの設置については都道府県が大きな役割を果たすことが期待されている。

また、インターナショナルスクールは学費が高いため、公立学校を国際化する方がよいとの意見もある^{※2}。三重県では「外国人児童生徒とのコミュニケーションハンドブック」を作成するなど国際化の取組が始まっている。同ハンドブックを例にとると、ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・中国語・ビザイヤ語といった三重県に多く在住する外国人の言語に対応しているが、高度人材の受入が進めば、外国人児童生徒の一層の多国籍化が予想される。したがって、言語面での対応の充実化に加え、多文化共生を実現するダイバーシティ教育の推進も必要となる。

※1 特定非営利活動法人人材育成センター「外国人採用に関するアンケート調査」

※2 経済産業省「内なる国際化研究会」報告書（概要）

※3 「4つの国際的な評価機関の認証を受けた学校」「日本インターナショナルスクール協会会員校」「各種学校の認可を受けた外国人学校で主に英語等により授業を行っている学校」の条件のいずれかに当てはまる学校

（2）課題設定

高度人材受入のために改善すべき問題点として指摘されている上記3（1）①～④のうち、我々の調査・研究においては、都道府県が大きな役割を果たすことが期待されている④子どもの教育環境の改善を取り上げる。

国内のインターナショナルスクールや県内の公立学校においてどのような教育が行われているのか調査を行うとともに、高度人材が自身の子どもに受けさせたいと考えている教育環境を聞き取り、それに対して三重県ではどのような教育環境を提供できるか検討する。

4. 研究目標

（1）インターナショナルスクールを設置するにあたっての課題を明らかにしたうえで、望ましいインターナショナルスクールのあり方、それに対する県の関与について検討する。

(2) 高度人材が求める公立学校の受入体制の整備と教育水準の向上を実現するため、県としてどのように取り組むべきか検討する。

5. 研究内容

【1】高度人材が求めている教育環境等の現状把握

(1) 県内企業の高度人材のニーズ

北勢地域を中心にメーカーなど大企業では、高度人材の採用が積極的に行われている。

自動車用部品を製造するA社（四日市市、従業員 5,000 人以上）では、現在 70 名の高度人材を雇用している。また、過去 5 年間で新卒採用、キャリア採用者の約 5 %を外国人が占めている。

高度人材を積極的に採用する目的には次のようなものがある。

- ・海外へ事業展開しているため、海外との橋渡しができる人材が必要。
- ・自動車部品の技術進歩に対応できるソフトエンジニアが不足しており、日本人だけでは必要なエンジニアを確保できない。
- ・外国人社員を増やして内なる国際化を図りたい。

高度人材の採用にあたっては日本語が話せることを条件としており、国内企業からの転職者のキャリア採用と、日本の大学を卒業した留学生の新卒採用の両方を行っている。

(2) 企業で活躍する高度人材の意見

A社で働く高度人材に、日本での労働や生活、子育て等に関する価値観についてヒアリングを実施したところ、次のとおりだった。

- ・日本社会や働き方に対しての不満は少ない。
- ・離職する高度人材について、他社や母国企業の方が好条件なので転職するとの理由が多い。現状に不満があるというより、キャリアアップのための転職。
- ・子どもの教育について、日本人と変わらない教育を求めており、外国人だからといって特別扱いはいらぬが、語学についてはレベルの向上を望んでいる。国際感覚を身に着けて、グローバルに活躍してほしい。
- ・インターナショナルスクールに子どもを通わせている友人の話を見ると、語学のレベルは高いと感じるが、学費が高額で自分では通わせられない。
- ・三重県でも外国人やその子どもが増えているのに、県民のグローバル化やダイバーシティに対する意識はまだ低いと感じている。

(3) 調査結果から

高度人材にアピールする教育環境の条件は次のようなものだと考えられる。

- ① 学費の高いインターナショナルスクールだけでなく、公立学校でも高度人材の受入を意識し、より多くの児童生徒に語学の面で高いレベルの教育を受けられるようにする。
- ② 日本人児童生徒に対しても、外国人や異文化を受け入れるダイバーシティ教育を充実させる。

こうした取組を通じて外国人でも暮らしやすい三重をアピールすることで、留学生の新卒採用だけでなく、子育て世代の外国人のキャリア採用や、キャリアアップを志向する中堅社員の離職防止にも効果があると考えられる。

【2】高度人材予備軍（留学生）が求める教育環境

(1) 現状

留学生の就職状況等を把握するため、県内で多数の留学生が在籍している国立大学法人三重大学に調査を実施した。

三重大学の留学生は平成28年5月1日時点で学部、大学院合わせて165名在籍している。近年卒業又は修了した留学生のうち三重県内に就職した留学生の割合は、過去5年間の平均で約9%であった。

このような状況にある留学生に対して、日本での生活や就職、子育て等に対する価値観について把握するため、三重大学の留学生にヒアリングを実施したところ、次のとおりだった。

- ・当初は異なる日本の大学を留学先として考えていたが、先輩から留学体験情報を聞き三重大学を選択した。
- ・学外の暮らしや困りごとの相談、情報交換は、留学生同士や出身国が同じ者同士で作るコミュニティ内で行うことが多い。
- ・日本で将来子育てや生活していくには、相談しやすいところがあるとよい。

(2) 調査結果から

留学生が就職先を決める判断基準は日本人と同じように働きたい業界や企業、生活したい都市といったもので、子どもの教育まで見据えて就職活動をするわけではない。

一方で、留学生を含む在留外国人は一般的に出身国でのつながりが強く、情報交換もこのネットワークを通じて口コミで行われることが多い。

したがって、子どもの教育環境を整備したからといって留学生の県内就職実

績が直ちに向上するわけではないものの、まだ子どものいない留学生でも、口コミを通じて子育て世代から「三重県は外国人でも暮らしやすい、子育てもしやすい」という情報を聞けば、就職先を決める基準の一つに「暮らしやすさ」「子育てのしやすさ」が入ってくる可能性はある。また、日本に就職した留学生は何年後かに転職を考える時点においてもこのコミュニティに属しており、「子育てのしやすさ」「教育環境の良さ」の情報は子育てが現実的な問題になっている転職者にとって重要な要素になる。

【3】公立学校における外国人児童生徒への教育支援

(1) 現状

三重県には、平成28年5月1日時点で、日本語指導が必要な外国人児童生徒2,058人が233校の学校に在籍しており、外国人児童生徒数、在籍校ともに年々増加傾向にある。その外国人児童生徒向けの教育支援は市町が主体となって行われているが、県内でも特に外国人住民率が高く、支援が充実している四日市市、鈴鹿市、伊賀市にヒアリング及びアンケートを実施した。また、県内でも外国人生徒が多く在籍している飯野高等学校においてヒアリング調査を実施した。

鈴鹿市及び飯野高校への調査によると、次のとおりだった。

- ・高校進学の際には、教科学習における日本語に課題があるために、英語に特化した学科を選択する外国人生徒の姿が見受けられる。
- ・入学者選抜において外国人生徒等に係る『特別枠』があることや、日本語指導の授業などの支援に実績があることから、飯野高校を志望する外国人生徒が多い。
- ・得意な英語を武器にして大学受験し、進学している外国人生徒もいる。

(2) 調査結果から

これまでの各市及び高校へのヒアリング・アンケート調査の結果から、現在の三重県内の公立学校では、外国人児童生徒の学力の評価が、当該生徒の日本語能力によって左右される傾向が見受けられる。

日本語能力の違いで進路が限定される状況では、子育てに適していない地域として高度人材に三重県が敬遠されかねない。そのため、日本語指導の更なる充実を図りつつ、日本語能力にハンディキャップがあっても希望する進路に進めるような制度やサポート体制の整備も必要である。

【4】インターナショナルスクール

(1) 現状

インターナショナルスクールは、日本に滞在して母国の教育が受けられない外国人の子どもたちのために設けられた学校である。その多くは、学校教育法第一条に定められている小学校や中学校等に該当する所謂『一条校』でなく、各種学校であることから、公的補助や寄付金に対する免税措置がない。そのため、学費は高額な傾向にあり、年間で約200万円～300万円と言われている。

また、一条校でないことから、日本国内の大学に進学する場合には高等学校卒業程度認定試験等を受ける必要がある。しかし近年では、一定の教育水準を満たしていると判断されるインターナショナルスクールの卒業生に対して、日本国内にある大学への入学資格が認められている。また、インターナショナルスクールや私学を中心に、世界中の多くの大学に入学を認められる大学進学資格である国際バカロレアの認定を取得する学校が増えている。

現在、三重県内には、各種学校として認可された外国人児童生徒向けの学校が3校あるが、いずれも特定の民族・国籍に特化した『民族学校』となっている。また、県内に国際バカロレア認定校はない。

インターナショナルスクールの教育方法などの実態を把握するため、愛知県にあるB校にヒアリングを実施したところ、次のとおりだった。

- ・一条校でないため、国や自治体からの援助が少なく、必然的に授業料が高くなる。また、国内・地域経済の影響を受けやすく、外国人児童生徒のみの受入では安定的な経営は難しい面がある。
- ・スクールと近隣住民との接点や交流が少ない。
- ・国際バカロレアについては、世界中の多くの大学の進学資格が認められ、世界基準で生徒の教育レベルが分かるため、他の評価団体による認定と比較しても、日本人・外国人ともにその魅力を強く感じている。今後その需要はより高まると思われる。

(2) 調査結果から

インターナショナルスクールは、その学費の高さから、必然的に経済的に余裕のある家庭の子どものみが対象となり、仮に一般家庭が入学を希望しても経済的な理由から断念せざるを得ない。また、保護者の転勤による転校（出入）の多さや一条校でないことによる財政面での難しさから、安定的な経営のためには、財源や設置主体、教員の確保やハード面の整備など、多くの懸念事項が存在する。

また、日本へ定住意向のある外国人保護者にとっては、インターナショナル

スクールに通うことで日本人や地域との接点が少なくなり、地域社会での孤立や日本社会に馴染めるのかとの心配もある。

一方で、一部のインターナショナルスクールでは、独自のカリキュラムにより国際的な視野に立った教育が実践されており、国際的に広く認められている大学進学資格の一つである国際バカロレア資格を取得することもできる。国際バカロレアは、国際基準でその生徒の教育レベルを評価することができ、日本人・外国人ともに強く魅力を感じている。

6. 最終報告に向けた課題と研究の方向性

外国人児童生徒の能力に応じた多様な進学ルートを整備するとともに、日本人児童生徒もその多様性のメリットが享受できるように、次の3つの方法について検討を進めていく。

また、新たな教育環境を設立、提供していくには、財源や教員の確保、ハード面の整備など多くの課題が存在することから、保護者負担を増加させずに高度な教育が提供できる運営形態についても検討を進めていく。

(1) 公立学校について

県内の公立教育においては、外国人児童生徒の学力の評価が、当該生徒の日本語能力に左右される傾向が見受けられ、進路選択が限定されるなどの弊害が生じている。

子どもの教育に熱心な高度人材にとって、子どもが希望する進路に進めないことは大きなデメリットとなる。従来外国人児童生徒への日本語指導を一層充実させるとともに、日本語能力に左右されずに学力を評価でき、希望する進路を実現できるようなサポートのあり方について検討する必要がある。

(2) インターナショナルスクールについて

高度人材へのヒアリングの結果、学費が高いためインターナショナルスクールに通わせるのは難しいものの、高いレベルの語学教育が受けられるのは魅力的との意見を聞くことができた。学費の問題を解決すれば、三重県内でもインターナショナルスクールの需要はあると言える。

学費の問題を解決する方法として2つ考えられる。

- ①インターナショナルスクールの各種学校設置等の弾力的な運用により、経済的な負担を軽減する（上記3（1）の文部科学省平成24年3月通知のとおり）。
- ②日本人も通えるようにし、生徒数を安定して確保することで経営を安定化させる。

今後、①、②の方法により、学費を抑えられるインターナショナルスクールのあり方について検討を行う。

(3) 国際バカロレア認定の取得について

国際バカロレア認定の取得は一条校でも可能であり、日本人のグローバル人材育成の観点からも注目が高まっている。既存の高等学校をベースに国際バカロレア資格を取得できる公立学校であれば、インターナショナルスクールほどの学費の負担もないことから、インターナショナルスクールと並行してそのような学校の設立についても検討していく。

【従来】外国人児童生徒の一般的な進学ルート

1. 日本語指導が必要な児童生徒

基本的に日本語能力が高くないと進学できない。

小学校



国内大学

2. 日本語指導が不要な児童生徒

日本人児童生徒と同じ進学ルートになる。しかし、高い教育レベルを求める高度人材の要望に応え、多様なルートを整備したい。

小学校



国内大学

【めざす姿】外国人児童生徒の多様な進学ルート

日本語能力にハンディキャップがあっても希望する進路に進めて、ハンディキャップがなければさらに上のレベルをめざせるよう、多様なルートを整備する。
さらに、日本人児童生徒もこれらのルートを選択できるよう適正な規模を検討する。

日本語指導を必要とする児童生徒への継続的なサポート

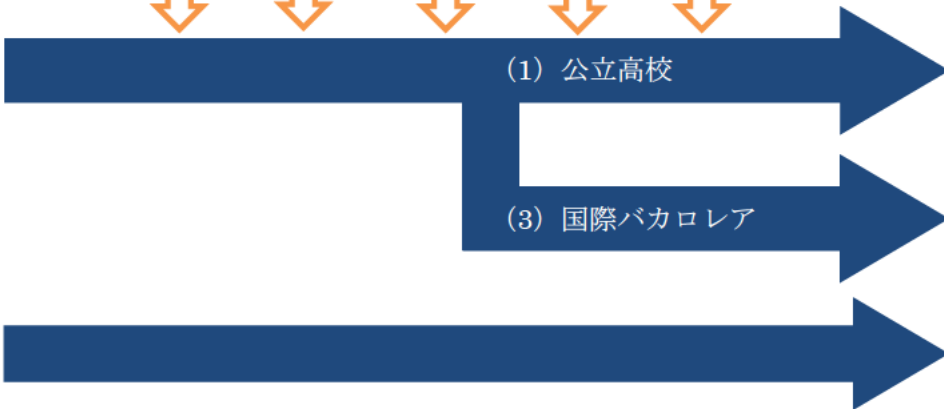
小学校



(1) 公立高校

(3) 国際バカロレア

(2) インターナショナル
スクール



国内大学

海外大学